

佐賀県規則第30号

狩猟税証紙徴収規則等の一部を改正する規則

(狩猟税証紙徴収規則の一部改正)

第 1 条 狩猟税証紙徴収規則 (昭和29年佐賀県規則第44号) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第10号 (第12条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県知事に対して異議申立てをすることができます。</p> <p>また、この決定があったことを知った日から起算して6箇月以内に佐賀県 (代表者は、佐賀県知事になります。) を被告として取消訴訟を提起することができます。</p>	<p>様式第10号 (第12条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 1 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県 (代表者は佐賀県知事となります。) を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

(事業税減免規則の一部改正)

第 2 条 事業税減免規則 (昭和30年佐賀県規則第30号) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>別記様式第 2 号</p> <p>略</p> <p>1 この書面による処分に不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書 (正副 2 通) は、なるべく</p>	<p>別記様式第 2 号</p> <p>略</p> <p>1 この書面による処分に不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書 (正副 2 通) は、なるべく</p>

改正前	改正後
当県税事務所を經由して提出してください。 2 略	べく当県税事務所を經由して提出してください。 2 略

(佐賀県税条例施行規則の一部改正)

第3条 佐賀県税条例施行規則(昭和30年佐賀県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																																										
(諸様式) 第2条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)、 条例及びこの規則(以下「規則」という。)の規定に規定する書 類の様式は、次の表に掲げるところによる。	(諸様式) 第2条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)、 条例及びこの規則(以下「規則」という。)の規定に規定する書 類の様式は、次の表に掲げるところによる。																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>様式名</th> <th>関係条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>様式第88号</td> <td>徴収猶予 徴収猶予期間延長 申請書</td> <td>法第15条第1項、第2項 及び第3項</td> </tr> <tr> <td>様式第89号</td> <td>徴収猶予 徴収猶予期間延長 認通知書</td> <td>法第15条第4項</td> </tr> <tr> <td>様式第90号</td> <td>徴収猶予 徴収猶予期間延長 認通知書</td> <td>法第15条第4項</td> </tr> <tr> <td>様式第91号</td> <td>徴収猶予があった場合 の差押解除申請書</td> <td>法第15条の2第2項</td> </tr> <tr> <td>様式第92号</td> <td>徴収猶予承認取消通知 書</td> <td>法第15条の3第3項</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	様式名	関係条項	略			様式第88号	徴収猶予 徴収猶予期間延長 申請書	法第15条第1項、第2項 及び第3項	様式第89号	徴収猶予 徴収猶予期間延長 認通知書	法第15条第4項	様式第90号	徴収猶予 徴収猶予期間延長 認通知書	法第15条第4項	様式第91号	徴収猶予があった場合 の差押解除申請書	法第15条の2第2項	様式第92号	徴収猶予承認取消通知 書	法第15条の3第3項	<table border="1"> <thead> <tr> <th>様式番号</th> <th>様式名</th> <th>関係条項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>様式第88号 その1</td> <td>徴収猶予 徴収猶予期間延長 申請書</td> <td>法第15条第1項、第2項 及び第4項</td> </tr> <tr> <td>様式第88号 その2</td> <td>徴収猶予 徴収猶予期間延長 認通知書</td> <td>法第15条の2の2第1 項及び条例第14条第2 項</td> </tr> <tr> <td>様式第88号 その3</td> <td>徴収猶予 徴収猶予期間延長 認通知書</td> <td>法第15条の2の2第2 項</td> </tr> <tr> <td>様式第89号</td> <td>徴収猶予があった場合 の差押解除申請書</td> <td>法第15条の2の3第2 項</td> </tr> <tr> <td>様式第90号</td> <td>徴収猶予承認取消通知 書</td> <td>法第15条の3第3項</td> </tr> </tbody> </table>	様式番号	様式名	関係条項	略			様式第88号 その1	徴収猶予 徴収猶予期間延長 申請書	法第15条第1項、第2項 及び第4項	様式第88号 その2	徴収猶予 徴収猶予期間延長 認通知書	法第15条の2の2第1 項及び条例第14条第2 項	様式第88号 その3	徴収猶予 徴収猶予期間延長 認通知書	法第15条の2の2第2 項	様式第89号	徴収猶予があった場合 の差押解除申請書	法第15条の2の3第2 項	様式第90号	徴収猶予承認取消通知 書	法第15条の3第3項
様式番号	様式名	関係条項																																									
略																																											
様式第88号	徴収猶予 徴収猶予期間延長 申請書	法第15条第1項、第2項 及び第3項																																									
様式第89号	徴収猶予 徴収猶予期間延長 認通知書	法第15条第4項																																									
様式第90号	徴収猶予 徴収猶予期間延長 認通知書	法第15条第4項																																									
様式第91号	徴収猶予があった場合 の差押解除申請書	法第15条の2第2項																																									
様式第92号	徴収猶予承認取消通知 書	法第15条の3第3項																																									
様式番号	様式名	関係条項																																									
略																																											
様式第88号 その1	徴収猶予 徴収猶予期間延長 申請書	法第15条第1項、第2項 及び第4項																																									
様式第88号 その2	徴収猶予 徴収猶予期間延長 認通知書	法第15条の2の2第1 項及び条例第14条第2 項																																									
様式第88号 その3	徴収猶予 徴収猶予期間延長 認通知書	法第15条の2の2第2 項																																									
様式第89号	徴収猶予があった場合 の差押解除申請書	法第15条の2の3第2 項																																									
様式第90号	徴収猶予承認取消通知 書	法第15条の3第3項																																									

改正前			改正後		
様式第93号	換価の猶予 換価の猶予期間延長 通知書	法第15条の5第3項	様式第91号	換価の猶予 換価の猶予期間延長 通知書	法第15条の5の2第3 項において準用する法 第15条の2の2第1項 及び条例第16条におい て準用する条例第14条 第2項
			様式第92号	換価の猶予 換価の猶予期間延長 申請書	法第15条の6第1項及 び同条第3項において 準用する法第15条第4 項
			様式第93号 その1	換価の猶予 換価の猶予期間延長 承認通知書	法第15条の6の2第3 項において準用する法 第15条の2の2第1項 及び条例第18条第1項 において準用する条例 第14条第2項
			様式第93号 その2	換価の猶予 換価の猶予期間延長 否認通知書	法第15条の6の2第3 項において準用する法 第15条の2の2第2項
様式第94号	換価の猶予 換価の猶予期間延長 の取消通知書	法第15条の6第2項	様式第94号	換価の猶予取消通知書	法第15条の5の3第2 項又は法第15条の6の 3第2項において準用 する法第15条の3第3 項
略			略		
様式第111号 その1	県税領収印(税務課用)	規則第9条第2項	様式第111号	県税領収印	規則第9条第2項

改正前			改正後		
様式第111号 その2	県税領収印(県税事務 所用)	規則第9条第2項			
<p>(徴税吏員及び検税吏員の指定等)</p> <p>第3条 次に掲げる者は、条例第2条第1号の知事の委任を受けた徴税吏員とする。</p> <p>(1) 経営支援本部長及び税務課長</p> <p>(2) 経営支援本部税務課に勤務する県職員</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により検税吏員に指定された者のうち、<u>経営支援本部税務課</u>に勤務する者は国税犯則取締法(明治33年法律第67号)に規定する国税局の収税官吏の職務を行うものとし、<u>県税事務所</u>に勤務する者は同法に規定する税務署の収税官吏の職務を行うものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(県税領収書の交付等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 出納員は、<u>経営支援本部税務課又は県税事務所</u>において債務者から納付(納入)書により現金で納付(納入)があった場合は、納付(納入)書の領収証書に別記領収印を押して前項の領収証書に代えることができる。</p> <p>様式第2号</p> <p>略</p>			<p>(徴税吏員及び検税吏員の指定等)</p> <p>第3条 次に掲げる者は、条例第2条第1号の知事の委任を受けた徴税吏員とする。</p> <p>(1) <u>総務部長及び税政課長</u></p> <p>(2) <u>総務部税政課</u>に勤務する県職員</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定により検税吏員に指定された者のうち、<u>総務部税政課</u>に勤務する者は国税犯則取締法(明治33年法律第67号)に規定する国税局の収税官吏の職務を行うものとし、<u>県税事務所</u>に勤務する者は同法に規定する税務署の収税官吏の職務を行うものとする。</p> <p>4 略</p> <p>(県税領収書の交付等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 出納員は、<u>県税事務所</u>において債務者から納付(納入)書により現金で納付(納入)があった場合は、納付(納入)書の領収証書に別記領収印を押して前項の領収証書に代えることができる。</p> <p>様式第2号</p> <p>略</p> <p>注 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p>		

改正前	改正後
<p>様式第3号その3</p> <p>略</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、<u>上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p>(1) <u>審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。</u></p> <p>(2) <u>処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</u></p> <p>(3) <u>その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u></p>	<p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、<u>この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p>様式第3号その3</p> <p>略</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、<u>この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p>

改正前	改正後
<p>様式第3号その5</p> <p>略</p> <p>1 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、<u>上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p><u>(1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。</u></p> <p><u>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</u></p> <p><u>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u></p>	<p>様式第3号その5</p> <p>略</p> <p>1 この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、<u>この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p>

様式第11号その1、様式第11号その2、様式第11号その4から様式第11号その6まで、様式第13号その1から様式第14号その3まで、様式第15号及び様式第28号中「60日」を「3月」に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第30号</p> <p>略</p> <p>備考 1 この更正（決定）に不服があるときは、この通知書を</p>	<p>様式第30号</p> <p>略</p> <p>備考 1 この更正（決定）に不服があるときは、この通知書を</p>

改正前	改正後
<p>受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>2 この更正（決定）の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、<u>異議申立て</u>に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>様式第35号 略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 20px; margin-left: 20px;">略</div>	<p>受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>2 この更正（決定）の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、<u>審査請求</u>に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>様式第35号 略</p> <div style="border: 1px solid black; width: 300px; height: 20px; margin-left: 20px;">略</div> <p>注 1 <u>この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p>なお、<u>審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</u></p> <p>2 <u>この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知</u></p>

改正前	改正後
<p>様式第39号 略</p> <p>備考 1 この更正（決定）に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>2 この更正（決定）の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、<u>異議申立て</u>に対する判決を経ないでこの処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p><u>った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p>様式第39号 略</p> <p>備考 1 この更正（決定）に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>2 この更正（決定）の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、<u>審査請求</u>に対する判決を経ないでこの処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

様式第46号、様式第48号及び様式第49号中「60日」を「3月」に改める。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第50号 略</p> <p>備考 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して審査</p>	<p>様式第50号 略</p> <p>備考 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して審査</p>

改正前	改正後				
<p>請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、<u>異議申立て</u>に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>様式第51号 略</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 50%; border-right: 1px dashed black;"> <p>1・2 略</p> <p>3 処分に不服がある場合 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</p> </td> </tr> </table>		<p>1・2 略</p> <p>3 処分に不服がある場合 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</p>	<p>請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、<u>審査請求</u>に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>様式第51号 略</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px dashed black;"></td> <td style="width: 50%; border-right: 1px dashed black;"> <p>1・2 略</p> <p>3 処分に不服がある場合 <u>(1)</u> この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください <u>(2)</u> この処分の取消しの訴えは、<u>上記(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐</u></p> </td> </tr> </table>		<p>1・2 略</p> <p>3 処分に不服がある場合 <u>(1)</u> この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください <u>(2)</u> この処分の取消しの訴えは、<u>上記(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐</u></p>
	<p>1・2 略</p> <p>3 処分に不服がある場合 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</p>				
	<p>1・2 略</p> <p>3 処分に不服がある場合 <u>(1)</u> この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください <u>(2)</u> この処分の取消しの訴えは、<u>上記(1)の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐</u></p>				

改正前	改正後
	<p>賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ア 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。</p> <p>イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>
<p>様式第53号の4 その2</p>	<p>様式第53号の4 その2</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>注 この承認書は、免税取扱特別徴収義務者が地方税法第144条の31第4項又は第5項の規定による軽油引取税の還付又は納入義務の免除を受けるための申請書に添付してください。</p>	<p>注 1 この承認書は、免税取扱特別徴収義務者が地方税法第144条の31第4項又は第5項の規定による軽油引取税の還付又は納入義務の免除を受けるための申請書に添付してください。</p> <p>2 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</p> <p>3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知</p>

改正前	改正後
<p>様式第53号の5</p> <p>略</p> <p>注 略</p> <p>備考 1 この更正（決定）に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>2 この更正（決定）の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、<u>異議申立て</u>に対する判決を経ないでこの処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p><u>った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p>様式第53号の5</p> <p>略</p> <p>注 略</p> <p>備考 1 この更正（決定）に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>2 この更正（決定）の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、<u>審査請求</u>に対する判決を経ないでこの処分取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

様式第54号その1中「ので、「自動車検査証」とともに保管してください」を削り、「3月」に改める。
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第54号その3</p> <p>略</p> <p>1～3 略</p>	<p>様式第54号その3</p> <p>略</p> <p>1～3 略</p>

改正前	改正後
<p>4 課税処分に不服がある場合</p> <p>(1) この処分に不服があるときは、この納税通知書の送達を受けた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>(2) 略</p>	<p>4 課税処分に不服がある場合</p> <p>(1) この処分に不服があるときは、この納税通知書の送達を受けた日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>(2) 略</p>

様式第67号中「アール」を「100アール」に、「60日」を「3月」に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後				
<p>様式第69号</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 課税に不服がある場合</p> <p>(1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）はなるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>(2) 略</p> <p>様式第69号の2</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"> <p>1・2 略</p> <p>3 処分に不服がある場合</p> </td> </tr> </table>		<p>1・2 略</p> <p>3 処分に不服がある場合</p>	<p>様式第69号</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <p>1・2 略</p> <p>3 課税に不服がある場合</p> <p>(1) この課税に不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）はなるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>(2) 略</p> <p>様式第69号の2</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">（裏）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%;"> <p>1・2 略</p> <p>3 処分に不服がある場合</p> </td> </tr> </table>		<p>1・2 略</p> <p>3 処分に不服がある場合</p>
	<p>1・2 略</p> <p>3 処分に不服がある場合</p>				
	<p>1・2 略</p> <p>3 処分に不服がある場合</p>				

改正前		改正後	
	(1) この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 (2) 略		(1) この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 (2) 略

様式第76号中「個人番号又は」及び「(右詰で記載)」を削り、「記名押印をしてください。」の次に「相続人が個人の場合、個人番号の記載は不要です。」を加える。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
様式第77号	略	様式第77号	略
備考 1 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。	備考 1 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。	備考 1 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して <u>3月</u> 以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。	備考 1 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して <u>3月</u> 以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。
2 この処分の取消しの訴えは、 <u>上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。</u> <u>審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</u> <u>(1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。</u>	2 この処分の取消しの訴えは、 <u>上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。</u> <u>審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</u> <u>(1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。</u>	2 この処分の取消しの訴えは、 <u>この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u>	2 この処分の取消しの訴えは、 <u>この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u>

改正前	改正後
<p>(2) <u>処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</u></p> <p>(3) <u>その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u></p>	

様式第78号から様式第80号まで、様式第82号、様式第83号、様式第85号及び様式第86号中「60日」を「3月」に改める。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第87号</p> <div data-bbox="235 614 1102 654" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div>	<p>様式第87号</p> <div data-bbox="1164 614 2031 654" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>注 1 <u>この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</u> <u>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</u></p> <p>2 <u>この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p>(1) <u>審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。</u></p> <p>(2) <u>処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</u></p> <p>(3) <u>その他裁決を経ないことにつき正当な理由があると</u></p>

改正前	改正後
	き。

様式第88号から様式第94号までを削り、様式第87号の次に次の10様式を加える。

徴収猶予 徴収猶予期間延長 申請書																
県税事務所長 様							年 月 日									
							納税者又は特別徴収義務者 住所(所在地) 氏名(名称) 個人番号又は 法人番号(右詰 で記載)									
							<table border="1" style="width: 100%; height: 40px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>									
地方税法第15条第 項の規定により次のとおり							徴収猶予 徴収猶予期間延長		を申請します。							
納付(納入)すべき徴収金	年度	税目	納期限	税額	加算金	延滞金	滞納処分費	備考								
	期(月)															
				円	円	円	円									
				計												
上記のうち徴収猶予(徴収猶予期間延長)を受けようとする徴収金	年度	税目	納期限	税額	加算金	延滞金	滞納処分費	備考								
	期(月)															
				円	円	円	円									
				計												

該当 条項	地方税法第15条 第 項第 号	該当事実の詳細			
一時に納付（納入）することができない 事情の詳細					
担保	提供しようとする担保の種類、数 量、価額及び所在又は提供できな い特別の事情				
徴収猶予 徴収猶予期間延長 を受けようとする徴収金の納税計画及び期間					
納付（納入） 年月日	納付（納入） 額	納付（納入） 年月日	納付（納入） 額	納付（納入） 年月日	納付（納入） 額
.	
.	
.	
.	
徴収猶予（徴収猶予期 間延長）期間	年 月 日から 年 月 日まで			合計	

注 1 徴収猶予に係る申請の場合は、次の書類を添付してください。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

2 徴収猶予期間延長に係る申請の場合は、上記1の(2)から(4)までの書類を添付してください。

様式第88号その2

徴収猶予 承認通知書 徴収猶予期間延長										
								年 月 日		
納税者又は特別徴収義務者 住所（所在地） 氏名（名称）					様					
								県税事務所長	印	
<p>さきに、徴収猶予 徴収猶予期間延長 の申請があったあなたの徴収金については、次のとおり承認しますので、納税計画に基づき誠実に納付（納入）してください。</p>										
徴収猶予 （徴収猶予期間延長）を承認する徴収金及び期間	年度	税目	納期限	税額	加算金	延滞金	滞納処分費	計	備考	
	期(月)									
				円	円	円	円	円		
	計									
	期間			年 月 日から 年 月 日まで						
徴収猶予（徴収猶予期間延長）を必要とする理由										
該当条項	地方税法第15条 第 項第 号	提供した担保の種類、数量、価額及び所在等								
徴収猶予 徴収猶予期間延長 を承認する徴収金の納税計画										
納付（納入） 年月日	納付（納入） 額	納付（納入） 年月日	納付（納入） 額	納付（納入） 年月日	納付（納入） 額					
.						
.						
.						
合計										

- 注 1 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
- なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

徴収猶予 徴収猶予期間延長 否認通知書									
年 月 日									
納税者又は特別徴収義務者 住所（所在地） 氏名（名称）									
様									
県税事務所長									
印									
年 月 日付で 徴収猶予 徴収猶予期間延長 の申請があったあなたの徴収金に ついては、次の理由により承認することができませんので、下記の金額を 年 月 日までに納付（納入）してください。									
否認の理由									
徴収猶予 （徴収猶予期間延長）をしない徴収金	年度	税目	納期限	税額	加算金	延滞金	滞納処分費	計	備考
	期(月)								
				円	円	円	円	円	
計									
注 延滞金の欄及び滞納処分費の欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までの ものですので、完納の日まで更に法律による金額が加算されます。									

- 注 1 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

徴収猶予があった場合の差押解除申請書								
県税事務所長 様							年 月 日	
納税者又は特別徴収義務者 住所(所在地) 氏名(名称) 個人番号又は 法人番号(右詰 で記載)								
年 月 日付けで徴収猶予を承認されたので、次のとおり差押えを解除されるよう申請します。								
差押解除 を受けよ うとする 差押財産	名称		数量		差押年月日		備考	
徴収猶予 を受けた 徴収金	年度	税目	納期限	税額	加算金	延滞金	滞納処分 費	備考
	期(月)							
				円	円	円	円	
		計						

徴収猶予承認取消通知書										
								年 月 日		
納税者又は特別徴収義務者 住所（所在地） 氏名（名称）										
様										
								県税事務所長	印	
年 月 日付けで徴収猶予をしたあなたの県税については、下記の理由により当該徴収猶予を取り消しましたので、地方税法第15条の3第3項の規程により通知します。下記の金額については、直ちに納付（納入）してください。										
滞納金	年度	税目	納期限	税額	加算金	延滞金	滞納処分費	計	備考	
	期(月)									
				円	円	円	円	円		
	計									
	注 延滞金の欄及び滞納処分費の欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものですので、完納の日まで更に法律による金額が加算されます。									
取消理由										

- 注 1 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

換価の猶予 換価の猶予期間延長 通知書										
								年 月 日		
納税者又は特別徴収義務者 住所（所在地） 氏名（名称） 様										
								県税事務所長	印	
あなたの滞納金については、次のとおり 換価の猶予 換価の猶予期間延長 をしますから、納税計画 に基づき確実に納付（納入）し、新たに県税を滞納しないようにしてください。										
滞納金	年度	税目	納期限	税額	加算金	延滞金	滞納処分費	計	備考	
	期(月)									
				円	円	円	円	円		
計										
注 延滞金の欄及び滞納処分費の欄に掲げた金額は、換価の猶予 換価の猶予期間延長 期 限までのものですので、完納の日まで更に法律による金額が加算されます。										
換価の猶予 換価の猶予期間延長 期間			年 月 日から 年 月 日まで							
猶予の理由			（法第15条の5 第1項第 号該当）							
換価の猶予 換価の猶予期間延長 する徴収金の納税計画										
納付（納入） 年月日	納付（納入） 額	納付（納入） 年月日	納付（納入） 額	納付（納入） 年月日	納付（納入） 額	納付（納入） 年月日	納付（納入） 額			
.				
.				
.				
.				
合計										

- 注 1 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

一時に納付（納入）することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細等					
担保	提供しようとする担保の種類、数量、価額及び所在又は提供できない特別の事情				
換価の猶予 換価の猶予期間延長 を受けようとする徴収金の納税計画及び期間					
納付（納入） 年月日	納付（納入） 額	納付（納入） 年月日	納付（納入） 額	納付（納入） 年月日	納付（納入） 額
.	
.	
.	
.	
換価の猶予（換価の猶予期間延長）期間	年 月 日から 年 月 日まで			合計	

注 1 地方税法第15条の6第1項の規定に基づく換価の猶予は、当該猶予を受けようとする徴収金の納期限から6月以内に申請をすることができます。

2 この申請書には、次の書類を添付してください。

- (1) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (2) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

換価の猶予 換価の猶予期間延長 承認通知書										
								年	月	日
納税者又は特別徴収義務者 住所（所在地） 氏名（名称）										
様										
県税事務所長 印										
さきに、換価の猶予 換価の猶予期間延長 の申請があったあなたの徴収金については、次のとおり承認しますので、納税計画に基づき誠実に納付（納入）してください。										
換価の猶予（換価の猶予期間延長）を承認する徴収金及び期間	年度	税目	納期限	税額	加算金	延滞金	滞納処分費	計	備考	
	期(月)									
				円	円	円	円	円		
	計									
期間			年 月 日から			年 月 日まで				
換価の猶予（換価の猶予期間延長）を必要とする理由										
提供した担保の種類、数量、価額及び所在等										
換価の猶予 換価の猶予期間延長 を承認する徴収金の納税計画										
納付（納入） 年月日	納付（納入） 額	納付（納入） 年月日	納付（納入） 額	納付（納入） 年月日	納付（納入） 額					
.						
.						
.						
合計										

- 注 1 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
- なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

換価の猶予 換価の猶予期間延長 否認通知書										
								年 月 日		
納税者又は特別徴収義務者 住所（所在地） 氏名（名称） 様										
								県税事務所長	印	
年 月 日付で 換価の猶予 換価の猶予期間延長 の申請があったあなたの徴収金に ついては、次の理由により承認することができませんので、下記の金額を 年 月 日までに納付（納入）してください。										
否認の理由										
換価の猶予（換価の猶予期間延長）をしない徴収金	年度	税目	納期限	税額	加算金	延滞金	滞納処分費	計	備考	
	期(月)									
				円	円	円	円	円		
	計									
注 延滞金の欄及び滞納処分費の欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までの ものですので、完納の日まで更に法律による金額が加算されます。										

- 注 1 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

換価の猶予取消通知書									
納税者又は特別徴収義務者 住所（所在地） 氏名（名称）							年 月 日		
様							県税事務所長 印		
<p>下記の滞納金について、 年 月 日付けで換価の猶予をし、その旨通知しましたが、下記の理由により当該換価の猶予を取り消しましたので、地方税法第15条の5の3第2項又は第15条の6の3第2項において準用する同法第15条の3第3項の規定により通知します。</p> <p>なお、下記滞納金額は、 年 月 日までに必ず納めてください。もし同日までに納められないときは、直ちに、滞納処分を執行します。</p>									
滞納金	年度	税目	納期限	税額	加算金	延滞金	滞納処分費	計	備考
	期(月)								
				円	円	円	円	円	
			計						
<p>注 延滞金の欄及び滞納処分費の欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものですので、完納の日まで更に法律による金額が加算されます。</p>									
取消理由									

- 注 1 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
 なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第95号その1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>備考 1 <u>この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</u> <u>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</u></p> <p>2 <u>この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。</u> <u>審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p><u>(1) 審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないとき。</u></p> <p><u>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</u></p> <p><u>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u></p>	<p>様式第95号その1</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">略</div>

様式第95号その2から様式第99号その2までの規定中「60日」を「3月」に改める。
 様式第104号から様式106号までの規定中「60日」を「3月」に改め、「（異議申立て）」を削る。
 様式第111号その1を削り、様式第111号その2を様式第111号とする。

（県税事務所管理規則の一部改正）

第4条 県税事務所管理規則（昭和40年佐賀県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 佐賀県税事務所の自動車税課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 自動車税納税証明書の自動発行機の管理に関すること。</u></p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 佐賀県税事務所の自動車税課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p>

(佐賀県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)

第5条 佐賀県産業廃棄物税条例施行規則(平成17年佐賀県規則第32号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後						
<p>様式第2号</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td> <p>年 月 日付けで申請のあった課税免除施設の承認について下記のとおり決定したので、通知します。</p> <p>この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、<u>審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)</u>を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、<u>次の1から3までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p>1 <u>審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないと</u></p> </td> </tr> </table>	略	略	<p>年 月 日付けで申請のあった課税免除施設の承認について下記のとおり決定したので、通知します。</p> <p>この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、<u>審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)</u>を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、<u>次の1から3までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p>1 <u>審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないと</u></p>	<p>様式第2号</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td> <p>年 月 日付けで申請のあった課税免除施設の承認について下記のとおり決定したので、通知します。</p> <p>この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、<u>この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)</u>を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、<u>審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> </td> </tr> </table>	略	略	<p>年 月 日付けで申請のあった課税免除施設の承認について下記のとおり決定したので、通知します。</p> <p>この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、<u>この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)</u>を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、<u>審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p>
略							
略							
<p>年 月 日付けで申請のあった課税免除施設の承認について下記のとおり決定したので、通知します。</p> <p>この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、<u>審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)</u>を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、<u>次の1から3までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p>1 <u>審査請求をした日から3箇月を経過しても判決がないと</u></p>							
略							
略							
<p>年 月 日付けで申請のあった課税免除施設の承認について下記のとおり決定したので、通知します。</p> <p>この処分不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>この処分の取消しの訴えは、<u>この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります。)</u>を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、<u>審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p>							

改正前	改正後
<p>き。</p> <p>2 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>略</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>略</p>
<p>注 略</p> <p>様式第4号</p>	<p>注 略</p> <p>様式第4号</p>
<p>略</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して審査請求することができます。</p> <p>なお、この審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、<u>上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。</u>審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) <u>審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。</u></p> <p>(2) <u>処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</u></p> <p>(3) <u>その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u></p>	<p>略</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して審査請求することができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、<u>この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p>
<p>様式第8号</p> <p>略</p>	<p>様式第8号</p> <p>略</p>
<p>注 別添の産業廃棄物税特別徴収義務者証を当該施設の公衆に見</p>	<p>注 <u>1</u> 別添の産業廃棄物税特別徴収義務者証を当該施設の公衆</p>

改正前	改正後						
<p data-bbox="257 220 683 252">やすい箇所に掲示してください。</p> <p data-bbox="199 735 349 767">様式第18号</p> <table border="1" data-bbox="235 778 1102 975"> <tr> <td data-bbox="235 778 1102 818">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 818 1102 938"> <p data-bbox="257 825 1086 932">1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 938 1102 975">2 略</td> </tr> </table> <p data-bbox="199 983 349 1015">様式第19号</p> <p data-bbox="257 1029 293 1061">略</p> <p data-bbox="228 1075 1102 1426">備考 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p data-bbox="324 1278 1102 1426">2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知</p>	略	<p data-bbox="257 825 1086 932">1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p>	2 略	<p data-bbox="1243 220 1731 252">に見やすい箇所に掲示してください。</p> <p data-bbox="1214 261 2018 379">2 この書面による処分について不服があるときは、この書面を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p data-bbox="1243 384 2018 459">なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p data-bbox="1214 464 2018 724">3 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知事となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p data-bbox="1124 735 1274 767">様式第18号</p> <table border="1" data-bbox="1160 778 2027 975"> <tr> <td data-bbox="1160 778 2027 818">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 818 2027 938"> <p data-bbox="1182 825 2011 932">1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 938 2027 975">2 略</td> </tr> </table> <p data-bbox="1124 983 1274 1015">様式第19号</p> <p data-bbox="1182 1029 1218 1061">略</p> <p data-bbox="1153 1075 2027 1433">備考 1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p data-bbox="1249 1278 2027 1433">2 この処分の取消しの訴えは、1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県（代表者は佐賀県知</p>	略	<p data-bbox="1182 825 2011 932">1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p>	2 略
略							
<p data-bbox="257 825 1086 932">1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p>							
2 略							
略							
<p data-bbox="1182 825 2011 932">1 この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p>							
2 略							

改正前	改正後
<p>事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、<u>異議申立て</u>に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>様式第20号 略</p> <p>備考 1 この更正(決定)に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 略</p>	<p>事となります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、<u>審査請求</u>に対する判決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>様式第20号 略</p> <p>備考 1 この更正(決定)に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 略</p>

(佐賀県核燃料税条例施行規則の一部改正)

第6条 佐賀県核燃料税条例施行規則(平成26年佐賀県規則第54号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第3号その1(第2条関係)</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 この更正又は決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</p> <p>3 略</p>	<p>様式第3号その1(第2条関係)</p> <p>略</p> <p>1 略</p> <p>2 この更正又は決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。</p> <p>3 略</p>
<p>様式第3号その2(第2条関係)</p> <p>略</p> <p>1 略</p>	<p>様式第3号その2(第2条関係)</p> <p>略</p> <p>1 略</p>

改正前	改正後
<p>2 この更正又は決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>3 略</p>	<p>2 この更正又は決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して<u>3月</u>以内に、知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。</p> <p>3 略</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条中第76号様式の改正規定については、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分についての不服申立てについては、この規則による改正後の狩猟税証紙徴収規則、事業税減免規則、佐賀県税条例施行規則、佐賀県産業廃棄物税条例施行規則及び佐賀県核燃料税条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の狩猟税証紙徴収規則、事業税減免規則、佐賀県税条例施行規則、佐賀県産業廃棄物税条例施行規則及び佐賀県核燃料税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。